

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十八号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「」が十八日」を「第十条第二項において「勤務日数」という。）が十八日（一月間の日数（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務時間を割り振らないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤務期間の計算について適用し、同

日前の期間における当該勤続期間の計算については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第三項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第四項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。